

令和6年能登半島地震 広域避難者向け支援制度

令和6年能登半島地震 能美市民または能美市内事業者向け支援制度一覧

【令和7年11月7日現在】（更新箇所を赤字で表示しています）

◇支援を受けるために罹災証明書・被災届出証明書(事業用資産の場合は被災証明書)が必要となる方は申請をお願いします。

No.	支援制度名	罹災証明書 書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊			
1	罹災証明書→被災届出 証明書の交付 ※申請受付は終了しま した	—	災害により住家等に被害を受けた方	●	●	●	●	●	●	罹災証明書→被災届出証明書の申請受付→交付	税務債権課 ☎58-2206	申請受付：令和6 年11月29日で終了 長期の海外出張や 入院などそれに準 ずるやむを得ない 理由により期日ま でに申請できな かった方は、税務 債権課までご相談 ください
2	被災証明書の交付 （事業者向け） ※申請受付は終了しま した	—	災害及び火災により被害を受けた事業者	●	●	●	●	●	●	被災証明書の申請受付→交付 自然災害及び火災により被害を受けた事業者の被害の状況 について、被害を受けた事実を証明します。	商工課 ☎58-2254	申請受付：令和6 年11月29日で終了 やむを得ない理由 により期日までに 申請できなかった 方は、商工課まで ご相談ください

◇罹災証明等に基づく損壊の程度区分ごとの支援

①一部損壞

[illegible]

①一部損壊 の続き

No.	支援制度名	罹災証明書 要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊			
12	国民健康保険 医療費 一部負担金（自己負 担）の免除 ※申込受付は終了しま した	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれ に準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病 を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休 止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がな い場合	●	●	●	●	▲	▲	令和7年6月末までの診療、調剤及び訪問看護の自己負担の 免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	申込受付：令和7 年6月30日で終了 ただし、やむを得 ない理由により期 日までに申込でき なかった方は、保 険年金課までご相 談ください
13	後期高齢者医療一部負 担金減免 ※申込受付は終了しま した	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれ に準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病 を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休 止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がな い場合	●	●	●	●	▲	▲	令和7年6月末までの診療、調剤及び訪問看護の自己負担の 免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	申込受付：令和7 年6月30日で終了 ただし、やむを得 ない理由により期 日までに申込でき なかった方は、保 険年金課までご相 談ください
14												
15												
16												
17												
18												
19	応急仮設住宅入居者に 対する生活家電の給与	不要	市内の応急仮設住宅に入居しており、賃貸型 応急住宅三者契約書又は入居者決通知を受け ている方	●	●	●	●	●	●	対象家電：洗濯機、冷蔵庫、テレビ（アンテナを含む）、 エアコン（入居する（した）戸に1台もエアコンが設置され ていない場合に1台目限り対象となります。） 申請金額の上限：家電1点あたり6万円（消費税含む） 1戸当たり総額13万円（送料、設置料、消費税を含む） エアコンについては、1戸あたり10万円（送料、設置料、消 費税を含む）	危機管理課 ☎58-2201	申込受付：令和8 年3月31日まで

②準半壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
○ No. 3～19の支援（対象）												
20	被災住宅の応急修理 （災害救助法）	要	災害により住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」または「準半壊」の被害を受け、かつ応急修理によって被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる方 ※経済的に自ら修理することができない方	●	●	●	●	●	当該住居での生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当である箇所についての修理費用の支援 【限度額】 ※1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊、半壊 70万6,000円 準半壊 34万3,000円 ※修理期間が1か月を超え、6か月未満の方は応急仮設住宅の利用も可能です。	まち整備課 ☎58-2251	申請期限：令和8年9月30日まで 完了期限：当面、設定なし	
21												

③半壊・中規模半壊・大規模半壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
○ No.3～21の支援（対象）												
22												
23	障害福祉サービス利用料等の減免	要	災害により住宅に被害を受けた方	●	●	●	●			被災のため障害福祉サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な方に対して、令和6年9月までの利用分について、利用者負担の減免を行います。	いきいき共生課 ☎58-2233	適用期間：令和6年1月から令和6年9月サービス分まで
24	市税の減免	要	災害により被害を受けた方・事業所	●	●	●	●			個人市民税、固定資産税・都市計画税については、被害の程度によって、減免申請を行うことにより減免が受けられます。	税務債権課 ☎58-2206	
25	被災者生活再建支援事業 ※申込受付は終了しました	要	住家が半壊以上の世帯	●	●	▲	▲			①全壊等— 基礎支援金100万円と 住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円～200万円 ②大規模半壊— 基礎支援金50万円と 住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円～200万円 ③中規模半壊・半壊— 住宅再建方法に応じ、支援金25万円～100万円	福祉課 ☎58-2230	申込受付：終了
26												

④全壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
○ No. 3～26の支援（対象）												
27	国民年金保険料の納付免除	要	国民年金第1号被保険者で、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方	●	▲	▲	▲	▲	▲	（日本年金機構対応） 災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。	保険年金課 ☎58-2236	令和5年11月分から令和8年6月分までの期間

◇事業用資産に被害を受けた方の支援

No.	支援制度名	罹災証明書 要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊			
28	中小企業経営支援融資 (事業者向け支援)	不要	市内に本社を有する中小企業又は市内に代表者が住所を有する個人事業者で同一事業を引き続き1年以上経営している方							限度額1,000万円、年利1.5%~1.0%以内、融資期間7年以内の融資制度です。資金使途は運転資金または設備資金（能美市外への設備投資は対象外）になります。融資申込先は市内に支店のある金融機関です。	商工課 ☎58-2254	
29	事業継続力強化認定企業支援事業補助金 (事業者向け支援)	不要	経産省の認定を受けた事業継続力強化計画にかかる設備投資などを行う事業者							自然災害や感染症等に備えた事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣より認定を受けた中小企業者に対して、認定を受けた計画の中で必要となる設備投資などの経費を一部補助します。補助率2/3、上限50万円	商工課 ☎58-2254	
30												
31												

◇土砂災害等により被害を受けた方への支援

No.	支援制度名	罹災証明書 要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊			
32	災害崩落土砂助成 (市)	不要	災害崩落のあった箇所の土地所有者又は被災者							(1)がけ崩れにより建物等に被害を受けた場合の災害崩落土砂の搬出を行うもので、土量1立方メートル以上、かつ、がけの高さが2メートル以上の土砂処理を行う事業 (2) 前号の事業を実施した後に、がけ崩れの再発を防止するために行う対策工事 ※助成額は、予算の範囲内において災害崩落土砂等に要する費用の2分の1以内で、1件25万円を超えない額	土木課 ☎58-2250	
33												

◇宅地の被害を受けた方への支援

No.	支援制度名	罹災証明書 要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊			
34	被災宅地等復旧事業補助金（市）	不要	地震発生時に住宅の用に供されていた土地（社宅や寮は除く）で宅地被害を受けた土地所有者等							対象工事は(1)のり面の復旧工事 (2)擁壁の復旧工事 (3)地盤の復旧工事 (4)地盤改良工事 (5)住宅基礎の傾斜修復工事 上記、対象工事費から50万円を控除した額に5/6を乗じた額（千円未満は切り捨て）を補助します。	まち整備課 ☎58-2251	